

議案第 71 号

執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料2 宝塚市健康づくり審議会における市内の公共的団体等の内容及び宝塚市健康づくり審議会における関係行政機関の職員の内容

1 市内の公共的団体等の内容について

要綱にて設置していた「宝塚市健康づくり推進検討会」（以下「検討会」といいます。）においては、地区衛生組織及びその他の地区組織の代表として 10 人の方に参画いただいております。「宝塚市健康づくり審議会」では、この中から 6 人以内で参画いただきたいと思いますと考えています。

委員の選定について、明確な基準はありませんが、検討会においても今後の参画について既に辞退の意向を示された団体や、現に活動を休止している団体があり、このような事情も考慮してお願いしたいと考えています。

これまでのように公共的団体等の代表者として参画いただけない場合には、公募による市民委員にご応募いただけることや、パブリックコメントに関する情報を提供するなどして、ご意見を寄せていただく機会の確保に努めたいと考えています。

2 関係行政機関の職員の内容について

関係行政機関の職員については、阪神北県民局宝塚健康福祉事務所の所長と宝塚市立病院の病院事業管理者を考えています。

健康づくり施策は医療との関係性も深く、両職員ともこれまでの検討会に参画いただいております。特に宝塚市立病院については「市の職員」としての参画ではなく、専門的知識をもって予防医療や市立病院との連携などの助言をいただけるものと考えています。